

## 待機児童解消に向けた取り組みについて

## 1、平成 29 年度予算事業

## ( 1 ) 畦野こどもの里保育園の増改築による定員増 (平成 30 年 4 月 ~ )

・工事期間 7月中旬～2月下旬(予定)

認定区分	2号認定	3号認定		合計
年齢	3～5歳	0歳	1・2歳	
現定員	54人	9人	27人	90人
増加後	66人	9人	35人	110人

## ( 2 ) 小規模事業保育施設の創設 (平成 30 年 4 月 ~ )

スケジュール(案)

時 期	内 容
平成 29 年 6 月	募集開始
8 月	事業者 選考・決定 (選考部会の開催)
9 月～3 月	事業者による開設準備
平成 30 年 4 月	開園

募集概要

事業所数	1 か所
募集区域	市内全域
定員数	12～19 人

事業者の選定においては、下記の点を満たす事業者を優先的に選定することを検討  
「待機児童の多い地域へ設置」「定員数が多い」「連携施設が確保されている」

## 2、企業主導型保育事業

- ・子ども・子育て支援法が改正され、平成 28 年 4 月に創設された事業。
- ・市町村の計画的整備とは別枠。設置・利用の際に市町村の関与を要しない。
- ・企業の負担により従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を実施。
- ・厚生年金の適用事業所が負担する子ども・子育て拠出金を財源とし、運営費や施設整備は公定価格に準じた支援が行われる。

実施類型	子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金適用事業所等)が、自ら設置(複数企業による共同設置や他企業と共同利用可)保育事業実施者が設置した認可外保育施設を活用 既存の事業所内保育施設の空き定員を設置者以外が活用
利用対象者	従業員枠 従業員の児童、利用枠契約を締結した事業所の従業員の児童 地域枠(設定は任意、利用定員の50%が上限) 従業員枠の対象外の保育認定を受けた児童